

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
緊急事業資金融資 の未償還に伴う金 融機関に対する代 位弁済 (区民生活部 産業振興担当)	緊急事業資金融 資の未償還に伴 う金融機関に対 する代位弁済 の未償還 (昭和 57年度分)	1 人 (1 件)	602,000 円	平成 16 年度に時効が完成した 債権で、債務者・連帯保証人 が死亡し、いずれの相続人も 全員相続放棄手続きをしてい ることが確認されたため、平 成 23 年 1 月 31 日に債権放棄 した。
学童クラブおやつ 代 (子ども家庭部 地域子ども家庭 支援担当)	学童クラブおや つ代自己負担金 の未払い (平成 10 年度～11 年度 分)	8 人 (73 件)	91,250 円 ※ 1 人あたりの 最高額 30,000 円 最低額 2,500 円	平成 20～22 年度に時効が完成 した債権で債務者に履行請求 したが、履行の見込みがたた ず、かつ履行の意思がないと 認められるため、または債務 者が所在不明により債務履行 の請求ができないため、平成 23 年 1 月 31 日に債権放棄し た。
保健福祉費貸付返 還金 (保健福祉部 生活援護担当)	応急資金貸付返 還金の未払い (昭和 60～平成 5 年度分)	5 人 (5 件)	806,670 円 ※ 1 人あたりの 最高額 270,000 円 最低額 105,000 円	平成 6～19 年度に時効が完成 した債権で、債務者が所在不 明により債務履行の請求がで きない、または債務者に履行 請求はしたが、履行の見込み がたたず、かつ履行の意思が ないと認められるため、平成 23 年 1 月 31 日に債権放棄し た。
保健福祉費貸付返 還金 (保健福祉部 生活援護担当)	ひとり親応急小 口資金貸付返還 金の未払い (昭 和 52～平成 6 年 度分)	6 人 (7 件)	458,000 円 ※ 1 人あたりの 最高額 100,000 円 最低額 30,000 円	平成元～17 年度に時効が完成 した債権で、債務者が所在不 明により債務履行の請求がで きない、または債務者に履行 請求はしたが、履行の見込み がたたず、かつ履行の意思が ないと認められるため、平成 23 年 1 月 31 日に債権放棄し た。
国民健康保険法に よる第三者求償納 付金 (保健福祉部 保険医療担当)	国民健康保険法 による第三者行 為求償納付金の 未払い (平成 11 年度分)	1 人 (1 件)	391,662 円	平成 15 年度に時効が完成した 債権で、債務者が所在不明に より債務履行の請求ができな いため、平成 23 年 1 月 26 日 に債権放棄した。
高額療養費資金貸 付金返還金 (保健福祉部 保険医療担当)	高額療養費資金 貸付金返還金の 未払い (平成 5 年度分)	2 人 (2 件)	106,619 円 ※内訳 ①82,542 円 ②24,077 円	平成 15～16 年度に時効が完成 した債権で、債務者が死亡 し、相続人全員が相続放棄手 続きをしていることが確認さ れた、または債務者に履行請 求はしたが、履行の見込みが たたず、かつ履行の意思がな いと認められるため、平成 23 年 1 月 26 日に債権放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
住宅使用料 (都市整備部住宅 担当)	区営住宅、高齢 者福祉住宅使用 料の未払い（平 成 8～16 年度 分）	6 人 (74 件)	1,755,055 円 ※ 1 人あたりの 最高額 755,755 円 最低額 20,000 円	平成 13～21 年度に時効が完成 した債権で、債務者が死亡 し、相続人が全員相続放棄し ていた、または債務者に履行 請求はしたが、履行の見込み がたたず、かつ履行の意思が ないと認められるため、平成 23 年 1 月 27 日に債権放棄し た。
合	計	29 人 (163 件)	4,211,256 円	